

ポーランド週報

(2023年8月24日～2023年8月30日)

令和5年(2023年)9月1日

H	E	A	D	L	I	N	E	S
政治 大統領府大統領室長の人事を巡る動向 「キャンパス・フューチャー・ポーランド」の実施 与党「法と正義」(PiS)、9月前半に選挙公約発表へ 「第3の道」、上院選挙へ出る立候補者を発表 ポーランドのEU議長国就任に向けた当局間の協力に関する法律案の議会通過 ロシアが及ぼした影響を調査する国家委員会メンバー9名が確定 ドゥダ大統領とゼレンスキー・ウクライナ大統領の電話会談 ドゥダ大統領とストルテンベルグNATO事務総長の電話会談 ドゥダ大統領とリンケービッチ・ラトビア大統領の電話会談 ドゥダ大統領とナウセーダ・リトアニア大統領の電話会談 ポーランド軍の強化 次期駐中国・ポーランド大使の任命 オレツコ駐屯地の開設								【お願い】3か月以上滞在される場合、在留届を大使館に提出してください。大規模な事故・災害等が発生した場合、所在確認・救援の根拠となります。 問合せ先 大使館領事部 電話22 696 5005 Fax 5006 各種証明書、在外投票、旅券、戸籍・国籍関係の届出についてもどうぞ。
治安等 ポーランド国鉄の列車に対する無許可停止信号の送信事案 レジオネラ菌の感染が拡大 ポーランドとバルト3国の内相会談、重大事案の発生でベラルーシとの国境閉鎖を警告 ワルシャワ・ショパン空港の手荷物検査で銃弾と手榴弾が発見								
経済 政府が2024年予算を決定 新たな請求書発行義務に関する注意事項 7月の失業率 道路照明の近代化プログラム 新興企業、高金利に見舞われる ポーランドとサウジアラビアの間の航空分野の発展に関する協定締結 PGEが最新の戦略を発表 欧州宇宙機関との協定締結								
大使館からのお知らせ 長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意 欧州でのテロ等に対する注意喚起 孤独・孤立及びそれに付随する問題でお悩みの方へ 「たびレジ」への登録のお願い 新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起 マイナンバーカード取得のお願い 年金受給者の現況届提出について 有効期間10年の旅券の発給申請可能年齢等の引き下げについて 旅券のオンライン申請等の開始について 大使館広報文化センター開館時間 文化行事・大使館関連行事								

在ポーランド日本国大使館 ul. Szwoleżerów 8、00-464 Warszawa Tel:+48 22 696 5000 http://www.pl.emb-japan.go.jp	
---	--

政 治
内 政

大統領府大統領室長の人事を巡る動向【24日】

24日、シュロト大統領府大統領室長が「法と正義」(PiS)から選挙に出る準備が進められており、マスタレク大統領社会顧問が後任に就くと報じられた。シュロト大統領室長は、2021年1月5日から同職を務めている。マスタレク顧問は、かつては下院議員であり、PiSのスポークスマンを務めていた。

「キャンパス・フューチャー・ポーランド」の実施【25日～31日】

25日から31日にかけて、チシャスコフスキ「市民プラットフォーム」(PO)副党首兼ワルシャワ市長がイニシアティブをとる社会イベント「キャンパス・フューチャー・ポーランド」が行われ、30日にトウスクPO党首とチシャスコフスキ市長の対談セッションが開かれた。トウスク党首は、「あらゆる犠牲を払ってでもあなたたち(若い世代)のために未来を勝ち取りたい。」と訴えかけ、「政権に就いてから100日間のための100の具体策」を9月9日に発表すると述べた。また、チシャスコフスキ市長は、「キャンパスでは、若い世代の脈拍を測ることができる。若者たちが何に関心を持っているかよくわかる。」と語りかけた。

与党「法と正義」(PiS)、9月前半に選挙公約発表へ【29日】

29日、ヴィテク下院議長は、与党「法と正義」(PiS)が9月前半に選挙プログラムを発表すると述べた。同議長は、PiSは過去8年間にわたりどれだけのことを達成し、そして未だどれだけのことが成し遂げられていないかを認識しており、新しいアイデアを出し続けていると強調した。また、同議長は、国民投票についてもコメントし、議会選挙と同日に国民投票が実施されることは憲法に反しておらず、ポーランド人は自分たちにとって重要な問題について立場を決める権利を持っていると述べた。

ド人は自分たちにとって重要な問題について立場を決める権利を持っていると述べた。

「第3の道」、上院選挙へ出る立候補者を発表【29日】

29日、「第3の道」のリーダーであるホウオヴニャ「ポーランド2050」代表とコシニャク＝カミシュ「農民党」(PSL)党首は、上院選挙の立候補者リストを発表した。リーダーたちは、野党による上院選挙協力締結の枠組みにおいて、「第3の道」は2番目に大きいグループを成しており、約30区の選挙区から立候補者が出ると述べた。

ポーランドのEU議長国就任に向けた当局間の協力に関する法律案の議会通過【30日】

30日、下院は、ポーランドのEU議長国就任に向けた当局間の協力に関する法律案について再度の審議・投票を行い、賛成234票、反対208票、棄権7票で上院による否決を覆して可決した。上院は、同法案は大統領に過剰な権限を与えるものであり、憲法に反しているという意見を付していた。

ロシアが及ぼした影響を調査する国家委員会メンバー9名が確定【30日】

30日、下院によって、ポーランド国内の安全保障にロシアが及ぼした影響を調査する国家委員会のメンバー9人が選ばれた。メンバーの候補者はすべて「法と正義」(PiS)によって推薦が与えられた人物であった。主要野党は委員会が違法であるとして候補者を出さないとの考えを示していた。委員会は、大統領によって議会に提出された改正案による制限を受け、選挙戦へはもはや大きな影響を与えないと考えられている。

外交・安全保障

ドゥダ大統領とゼレンスキー・ウクライナ大統領の電話会談【24日】

24日、ドゥダ大統領は、ゼレンスキー・ウクライナ大統領と電話会談を行った。ドゥダ大統領は、ウクライナの独立記念日に際し、ゼレンスキー大統領に対し、公正な平和が訪れるようにとの願いを伝えるとともに、来年にはウクライナがロシアの侵略から解放され、真に独立し、再び独立記念日を祝うことができるようにとの期待を示した。

ドゥダ大統領とストルテンベルグNATO事務総長の電話会談【25日】

25日、ドゥダ大統領は、ストルテンベルグNATO事務総長と電話会談を行った。両者は、現在の安全保障情勢について議論を行った。

ドゥダ大統領とリンケービッチ・ラトビア大統領の電話会談【25日】

25日、ドゥダ大統領は、リンケービッチ・ラトビア大統領と電話会談を行った。両者は、地域の安全保障

情勢について議論を行った。

ドゥダ大統領とナウセーダ・リトアニア大統領の電話会談【25日】

25日、ドゥダ大統領は、ナウセーダ・リトアニア大統領と電話会談を行った。両者は、地域の安全保障情勢について議論を行った。

ポーランド軍の強化【28日】

28日、ブワシュチャク国防大臣は、新しい軍部隊の創設と能力向上について、「2015年の国防予算は380億ズロチであったが、来年度予算は1,580億ズロチに増加する。同時に兵士の初任給は2,500ズロチから4,960ズロチへ増額され、兵士の数は97,000人から175,000人にまで増強された。前政権によりポーランド軍の629もの部隊が廃止されたが、我々は一貫してポーランド軍を強化している。」と述べた。

次期駐中国・ポーランド大使の任命【29日】

29日、ドゥダ大統領は、クモフ次期駐中国・ポーランド大使に信任状を授与した。クモフ大使は、前大統領府国際政策局長官を務め、ドゥダ大統領に近い人物であると考えられている。

オレツコ駐屯地の開設【29日】

29日、ブワシュチャク国防大臣は、オレツコに新設された駐屯地を訪問し、「今年3月、オレツコに駐屯地を開設することを発表した。既にポーランド軍による駐屯が開始された。第1砲兵旅団隷下の3コの部隊が駐屯することになり、自走榴弾砲、対地ロケット及び無人機が配備される。我々の任務はポーランドの安全を確保することで、ロシアがポーランドを攻撃しないような強力なポーランド軍を整備する必要がある。これこそが我々が一貫して推進している抑止システムとなる。」と述べた。

治 安 等

ポーランド国鉄の列車に対する無許可停止信号の送信事案【26日・28日】

ポーランド国鉄(PKP)は、26日、北西部ザホドニョ・ポモルスキエ県で運行中の列車に対し、ここ数日、無許可の停止信号が送信される事案が発生していることを報告した。列車の乗客に被害は確認されていない。

ポーランド警察当局は、28日、ポーランド各地で無許可の停止信号を送信したとして、北東部ポドラスキエ県ビャウストクで24歳と29歳の男2人を逮捕した。当局によると、男らが送信した信号は、ビャウストクを走行する9本の列車が受信し、そのうち4本の列車が停止した。

内務省公安庁(ABW)関係者は、ロシアとベラルーシによるポーランドを不安定化させる工作が続く中、今回の停止信号の送信もその一環の「妨害行為」である可能性が高まっているとの見解を明らかにしている。

レジオネラ菌の感染者が増加傾向【28日】

衛生当局によると、レジオネラ菌の感染者が依然として増加傾向にあり、28日現在の感染患者が144人、累計死者数が11人となったことを明らかにした。患者の中にはルブリン県在住者の男性も含まれており、男性は感染が始まったポドカルパツキエ県に一時滞在していた。

また、衛生当局は、ジェシュフ市とその周辺地域で採取した9つのサンプルのうち、4つがレジオネラ菌に汚染されていたことを明らかにした。9つのサン

ルは、最初の感染が報告された翌日の8月18日に採取された。

ポーランドとバルト3国の内相会談、重大事案の発生でベラルーシとの国境閉鎖を警告【28日】

28日、ポーランド、リトアニア、ラトビア及びエストニアの内相会合がワルシャワで行われた。会合後の声明では、ベラルーシに対し、ロシアの民間軍事会社「ワグネル」を追放するよう求めたほか、各国とベラルーシとの国境で「重大事案」が発生した場合、国境の全ての検問所を閉鎖すると警告した。各国は、国境の状況を24時間監視する作業部会を設置し、必要に応じて適切な措置を講じるという。

ポーランドのカミンスキ内相は、国境が閉鎖された場合、ベラルーシ反政府勢力のメンバーの国外脱出を支援する戦略を策定していることも明らかにした。

ワルシャワ・ショパン空港の保安検査で銃弾と手榴弾が発見【28日】

28日、ワルシャワ・ショパン空港の保安検査で、南アフリカ国籍者の男(41歳)の手荷物の中から弾薬4個と手榴弾1個が発見された。

空港では、一時、ターミナル A からの退避が命じられ、爆弾処理班が対応にあたった。

男は、荷物の中にこれらを入れて運んでいたことに気付かず、国境を越えて運ぶつもりはなかったと説明したが、警察に拘留された。

経 済

経済政策

政府が2024年予算を決定【24日】

24日、政府は2024年予算案を採択した。予算収入は今年の6,050億ズロチから大幅に増加し、6,835億ズロチとなり、児童手当「800プラス」、第13期年金、第14期年金にも充てられる。モラヴィエツキ首相は「困難な時期における安全な予算」と呼び、1,580億ズロチは国防に、1,370億ズロチは社会政策や危機に直面した人々への支援など様々な保護策に、1,900億ズロチは医療に使われると述べた。

アナリストは、2024年の財政赤字計画が今年の900億ズロチ強から1,640億ズロチに急増することから、欧州委員会は確実にポーランドを赤字是正手続きの下に置くと警告する。中央・地方政府の赤字はGDPの4.5%に達し、年平均インフレ率は6.6%に達するとしているが、欧州委員会は、財政赤字がGDPの3%を超える国に対し、赤字是正手続き

を求めている。パンデミック直後、欧州委員会はこの指標を寛大に見ていたが、現在は厳格なルールに戻ると考えられる。

新たな請求書発行義務に関する注意事項【25日】

2023年6月16日付の物品・サービス税法およびその他の法律の一部を改正する法律により、2024年7月1日以降、すべてのB2B取引において全国電子請求書システム(KSeF)が義務化される。KSeFが義務化されると、通常の電子請求書や紙ベースの請求書は、中央のKSeFシステムで発行・受領される体系化された請求書に取って代わられることになる。このことは、企業にとって大きな課題となる可能性があり、企業はITシステムを修正するだけでなく、業務プロセスや契約、規則も適切に調整しなければならない。

マクロ経済動向・統計

7月の失業率【24日】

24日、中央統計局(GUS)は7月のポーランドの失業率は前月比横ばいの5.0%と発表した。失業登録者は6月の783,500人に対し、7月は782,400人であった。政府系経済シンクタンクのアナリストによると、失業率は年末までに5.5%まで上昇する可能性があるという。一方、ポーランド経済研究所

(PIE)のアナリストは、失業率5.0%という歴史的に低い水準にとどまり、失業率の小さな変動はあるが現四半期は5.0%に留まると予測している。ただ、失業率は今年末には5.5%程度まで上昇するだろうが、これは季節雇用の減少に関連した標準的な変動であると付け加えた。

ポーランド産業動向

道路照明の近代化プログラム【24日】

24日、開発技術省はポーランド全土の道路照明の近代化を加速させる新しい政府プログラム「We light up Poland」に10億ズロチ以上の資金を投入すると発表した。地方当局は、28日から同プログラムによる支援を申請することができる。この支援は、政府の戦略的投資計画第9版に基づいて実施され、プログラムは Bank Gospodarstwa Krajowego によって運営される。

新興企業、高金利に見舞われる【28日】

イポベマ証券のマネージング・ディレクター、トマシュ・バルジウオフスキ氏の意見では、バイオベンチャー企業の経営状況は、金利が引き下げられた時に初めて改善し始める。バルジウオフスキ氏によると、昨年は、Ryvu Therapeutics社、Scope Fluidic

s社、Polpharma Biologics社など、トップ投資家を惹きつけるような大きな成功を収めた企業がいづかあったものの、現在、ポーランドのバイオテクノロジー市場に対する外国人金融投資家の関心はあまり高くないという。

ポーランドとサウジアラビアの間の航空分野の発展に関する協定締結【28日】

28日、アダムチク・インフラ大臣とサウジアラビアの運輸大臣は、ポーランドとサウジアラビアの間の航空分野の発展に関する協定に署名した。これにより、将来ポーランド航空とサウジアラビアの航空会社の両方が新たな直行便を就航させることができる。アダムチク・インフラ大臣は、この協定により両国間の観光・文化・経済交流が拡大するだろうと述べた。

エネルギー・環境

PGEが最新の戦略を発表【29日】

29日、国営大手エネルギー企業 PGE は、最新の戦略を発表した。同戦略は、原子力技術と再生可能エネルギー源(RES)が大半を占めている。同社は石炭の使用を2030年までに廃止し、2040年までに気候中立を達成することとしている。エネルギー安全保障庁(NABE)の設立により資金調達は容易と

なる。自社投資と既存設備の買収によって2040年までにRESを12GW、その内訳として洋上風力発電が7GW(現在はゼロ)、陸上風力発電が150万kW(現在の2倍)、太陽光発電が300万kWまで増やしたいと考えている。また、原子力発電は2.8GWに達する。2030年までにRESはPGEのポートフォリオの半分以上を占め、2040年には70%となる。10年

後、PGEグループはガスの使用から徐々に撤退し、新しいガスユニット(ドルナ・オドラ発電所とリブニク発電所)は水素の燃焼に適合させる予定である。また、PGE は、発電されたエネルギーのフル利用に重

点を置いていて、2035年までに120万kWのエネルギー貯蔵施設と2.5GWの揚水発電所を建設したいとしている。

科学技術

欧州宇宙機関との協定締結【29日】

ブダ開発・技術大臣とアッシュバツハー欧州宇宙機関(ESA)長官は、ポーランドの宇宙分野の発展を支援するプログラムについて3つの協定に署名したと発表した。ブダ大臣によると、これらの協定は、ポーランド史上2人目の宇宙飛行士の輩出、ポーラ

ンド人卒業生のESAにおけるインターンシップ、ポーランドの宇宙技術の発展を保証するものである。アッシュバツハー長官は、この協定について、ポーランドは素晴らしい仕事をし、宇宙研究への投資国になりつつあると述べた。

大使館からのお知らせ

長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意

最近、ドイツ以外のシェンゲン協定域内国に長期滞在を目的と申告した邦人が、経由地であるドイツでシェンゲン協定域内への入国審査を受ける際に入国管理当局から(1)最終滞在予定国の有効な滞在許可証、(2)ドイツ滞在法第4条のカテゴリーD査証(ナショナル・ビザ)、又は(3)同D査証に相当する滞在予定国の長期滞在査証の提示を求められ、これを所持していないために入国を拒否される事例が発生しております。

このため、現地に到着してからの滞在許可証取得を予定し、最初にドイツ入国を予定している場合には、注意が必要です。

ドイツ以外の国では同様の事例は発生しておりませんが、シェンゲン協定域内国での長期滞在を目的に渡航する場合には、滞在国及び経由国の入国審査、滞在許可制度の詳細につき、各国の政府観光局、我が国に存在する各国の大使館等に問い合わせるなどし、事前に確認するようにしてください。詳しくは下記リンク先を御覧ください。

http://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_schengen_2.html

(注):シェンゲン協定とは、シェンゲン協定加盟国の域外から同加盟国域内に入る場合、最初に入域する国において入国審査が行われ、その後のシェンゲン協定域内の移動においては原則として入国審査が行われないといった協定です。

○シェンゲン協定域内国(2020年6月現在):26か国

アイスランド、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、リヒテンシュタイン

欧州でのテロ等に対する注意喚起

欧州では、「イラク・レバントのイスラム国」(ISIL)の台頭以降、一般市民等のソフトターゲットを標的としたテロが相次いで発生しており、今後も更なるテロの発生が懸念されます。

観光客やイベント等を標的とするテロに警戒する必要があることに加え、イベント等の警備のため手薄となった他の都市でのテロの実行も懸念されます。以上を踏まえ、以下のテロ対策をお願いします。

1 外務省が発出する海外安全情報及び現地報道等で最新の治安情勢等の関連情報の入手に努めるとともに、日頃から注意を怠らないようにする。

2 以下の場所がテロの標的となりやすいことを十分認識する。

観光施設、観光地周辺の道路、記念日・祝祭日等のイベント会場、レストラン、ホテル、ショッピング・モール、スーパーマーケット、ナイトクラブ、映画館等人が多く集まる施設、教会・モスク等宗教関係施設、公共交通機関、政府関連施設(特に軍、警察、治安関係施設)等。

3 上記2の場所を訪れる際には、周囲の状況に注意を払い、不審な人物や状況を察知したら速やかにその場を離れる、できるだけ滞在時間を短くする等の注意に加え、その場の状況に応じた安全確保に十分注意を払う。

4 現地当局の指示があればそれに従う。特にテロに遭遇してしまった場合には、警察官等の指示をよく聞き冷静に行動するように努める。

5 不測の事態の発生を念頭に、訪問先の出入口や非常口、避難の際の経路、隠れられる場所等についてあらかじめ入念に確認する。

詳しくは下記リンク先を御覧ください。

<http://www.anzen.mofa.go.jp/>

テロ・誘拐対策に関しては、以下も併せて参照してください。

- (1)パンフレット「海外へ進出する日本人・企業のための爆弾テロ対策 Q & A」
(パンフレットは、https://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph_03.html に掲載。)
- (2)パンフレット「海外旅行のテロ・誘拐対策」
(パンフレットは、http://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph_10.html に掲載。)
- (3)ゴルゴ 13 の中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアル
(マニュアルは、http://www.anzen.mofa.go.jp/anzen_info/golgo13xgaimusho.html に掲載)

6 テロの類型別留意事項は以下のとおりです。

【車両突入型テロ】

- ガードレールや街灯などの遮へい物がない歩道などでは危険が増すことを認識する。
- 歩道を歩く際はできるだけ道路側から離れて歩く。

【爆弾、銃器を用いたテロ】

- 爆発や銃撃の音を聞いたら、その場に伏せるなど直ちに低い姿勢をとり、頑丈なものの陰に隠れる。
- 周囲を確認し、可能であれば、銃撃音等から離れるよう、低い姿勢を保ちつつ速やかに安全なところに退避する。閉鎖空間の場合、出入口に殺到すると将棋倒しなどの二次的な被害に遭うこともあるため、注意が必要。
- 爆発は複数回発生する可能性があるため、爆発後に様子を見に行かない。

【刃物を用いたテロ】

- 犯人との距離を取る。周囲にある物を使って攻撃から身を守る。

【イベント会場、空港等の屋内でのテロ】

- 不測の事態の発生を念頭に、出入口や非常口、避難の際の経路等についてあらかじめ入念に確認する。
- 会場への出入りに際しては、混雑のピークを外し、人混みを避ける。
- セキュリティが確保されていない会場の外側や出入口付近は危険であり、こうした場所での人混みや行列は避けるようにする。空港等では、人の立入りが容易な受付カウンター付近に不必要に近寄ったり長居したりすることはせず、セキュリティ・ゲートを速やかに通過する。
- 二次被害を防ぐため、周囲がパニック状態になっても冷静に行動するよう努める。

孤独・孤立及びそれに付随する問題でお悩みの方へ

外務省では、2021年7月から、日本のNPO5団体と連携し、在外邦人の皆様がNPO団体にチャットやSNSを通じて直接相談することを支援する取り組みを開始しました。下記リンク先よりNPO5団体の取組などが紹介されておりますので、ご関心のある方は是非ご活用下さい。

(外務省海外安全HP) <https://www.anzen.mofa.go.jp/life/info20210707.html>

「在留届」の提出及び「たびレジ」への登録のお願い

3か月以上海外に滞在する方は在留届の提出を、3か月未満の場合は「たびレジ」への登録を必ず実施してください。共にオンラインでの提出・登録が可能です。渡航先の最新安全情報や、緊急時の大使館又は総領事館からの連絡を受け取ることができます。また、家族や友人、職場等に日程や渡航先での連絡先を伝えておくようにしてください。

また、「在留届」をご提出いただいた方におかれましては、ご帰国やお引っ越し、ご提出いただいた記載内容に変更があった場合には、「変更届」や「帰国・転出届」の提出をお忘れなくお手続き下さい。

下記リンク先から「在留届」の提出及び「たびレジ」に登録することができます。

(在留届) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

(たびレジ) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>

新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染が世界各地で報告されており、感染が報告された国々に渡航していた方を介して、感染が更に拡大する可能性があります。

ポーランドでも2020年3月4日に国内で初の同ウイルス感染者が認められて以降、感染者が増加し、同3月20日には、感染事態が宣言されました。2022年3月28日以降、ポーランドにおける防疫措置が大幅に緩和され、マスク着用義務は医療施設内などに限定されましたが、人混みでのマスク着用は引き続き推奨されています。同年5月16日以降は、「感染事態」から「感染脅威事態」に変更される旨が発表されています。

最新情報を収集すると共に、手洗いうがいの励行、咳や発熱が認められる人に安易に近づかない等、感染予防に努めてください。また、同ウイルスの感染拡大に伴い、東洋人に対する風評被害が発生しているとの情

報もあるところ、ポーランド国内で被害に遭われた場合は、発生場所、日時等を含む可能な限り詳細な情報を当館領事部に提供いただくようお願いいたします。

外務省は本件に関し、広域情報を発出いたしました。在留届を提出した方及び「たびレジ」へ登録している方には既にメールが配信されております。最新情報は、下記リンク先で御確認ください。

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

領事部連絡先

Eメール: cons@wr.mofa.go.jp

電話番号: 22-696-5005 (受付時間: 月～金曜日 9:00～12:30、13:30～17:00)

マイナンバーカード取得のお願い

マイナンバーカードは、安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤で、多様化・拡大する様々な手続・サービスを個人が広く利用できるようにするために不可欠な本人確認ツールです。

マイナンバーカードは、マイナンバーが記載された顔写真入り・ICチップ付きのカードで、役所に行かなくても日本国内のコンビニエンスストアで住民票の写しや課税証明書など各種の証明書を取得できるなど様々な利点があり、2021年から一部の医療機関で健康保険証としても使えるようになっています。

現時点では、日本国内に住民登録のない海外居住者は、マイナンバーカード及び電子証明書を取得・利用することはできませんが、令和6年中に海外居住者もマイナンバーカード等の利用・取得・更新ができるようになる見込みで、現在、在外公館におけるマイナンバーカードの交付等の方法も検討されています。

マイナンバーカードの交付手数料は無料です。今後は、市区町村の申請窓口が混み合うことが予想されますので、帰国後速やかに取得申請を行って頂くよう、お願い申し上げます。

年金受給者の現況届提出について

海外に居住している年金受給者は、年金の支給を引き続き受けるために、毎年、現況届に在留証明書等の生存確認ができる書類を添えて、日本年金機構(以下「機構」という。)へ提出いただく必要があります。しかし、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の影響によって郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者については、提出期限までに現況届を機構に提出することや機構から現況届様式を送付することができなくなっています。

このため、郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者(提出期限が令和2年2月末日以降である者)については、それぞれの国・地域において郵便の受付が再開された3か月後までの間は、現況届の提出がなくても年金の支払いを継続する取扱いになりました。詳細については、下記リンク先を御確認いただくか、日本年金機構のねんきんダイヤルにお問い合わせください。

ねんきんダイヤル: (81)3-6700-1165

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2020/202006/2020061001.html>

有効期間10年の旅券の発給申請可能年齢等の引き下げについて

成年年齢が20歳から18歳に引き下がる民法の改正(平成30年)に伴い、旅券法の一部改正を行ったことにより、令和4年4月1日以降、有効期間が10年の旅券の申請可能な年齢及び、旅券発給申請に当たり親権者の同意が不要となる年齢が18歳以上となります。

旅券のオンライン申請等の開始について

2023年3月27日から旅券の申請手続きをオンラインで行うことができるようになりました。オンライン申請を行っていただければ、在外公館に来館する必要はなくなりますので、是非ご活用下さい。オンライン申請を行うためには、スマートフォンへの在留邦人用旅券申請アプリのインストールやオンライン在留届(ORRネット)への登録が必要となります。なお、新規旅券の受取は、引き続き当館に来ていただく必要がありますのでご留意下さい。

詳細: <https://www.pl.emb-japan.go.jp/files/100484349.pdf>

〔お知らせ〕大使館広報文化センター開館時間

平日 9:00 - 12:30及び13:30 - 17:00

問合せ先: 在ポーランド日本大使館広報文化センター(電話: 22-584-7300、Eメール: info-cul@wr.mofa.go.jp、住所: Al. Ujazdowskie 51, Warszawa)

【開催中】 展覧会「着物とは、着る物のことだ」【2023年7月21日（金）～ 11月26日（日）】

ヴロツワフ市ヘンリク・トマシェフスキ演劇博物館で、展覧会「着物とは、着る物のことだ」が開催中です。日本の伝統文化や日本のファッションを紹介する展覧会です。入場は有料です。

開催場所：Muzeum Teatru im. Henryka Tomaszewskiego, Pl. Wolności 7A, Wrocław

詳細：<https://muzeum.miejskie.wroclaw.pl/exhibition/kimono-czyli-cos-do-noszenia/>

【開催中】 展覧会「広島・長崎 悲劇の陰で」【2023年8月6日（日）～9月17日（日）】

クラクフ市の日本美術技術博物館「マンガ」で、展覧会「広島・長崎 悲劇の陰で」が開催中です。広島平和記念資料館と長崎原爆資料館の協力により、被爆資料20点、写真パネル30点、被爆者の体験記などが展示されています。入場は有料です。

開催場所：Muzeum Sztuki i Techniki Japońskiej Manggha, ul. M. Konopnickiej 26, Kraków

詳細：<https://manggha.pl/en/temporary-exhibitions>

本資料は、ポーランドの政治・社会情勢を中心に、各種報道をとりまとめたものです。

報道をベースにしておりますので、記載事項の信頼性については責任を負いかねます。

記載事項は在ポーランド日本国大使館の見解を示すものではなく、特定の団体・個人の利益を代表するものではありません。

皆様からの情報提供をお待ちしています

大使館では、読者の皆様に幅広くポーランドの情報をお伝えするため、皆様からの情報をお待ちしています。社会・生活情報やお勧めのイベント、困ったことなど、皆様に伝えたいと思われる情報があれば、下記のアドレスまで御連絡ください。（営利目的など、内容によっては対応できかねる場合もありますので御了承ください。）

【お問い合わせ・配信登録】

本資料は、ポーランドに関心のある方であれば誰でも受け取ることができます。「新たに配信を受けたい」、「送付先Eメールアドレスを変更したい」、「配信を停止したい」等の依頼につきましては、下記のEメールアドレスまで御連絡ください。大使館ウェブサイト(http://www.pl.emb-japan.go.jp/index_j.htm)も併せて御覧ください。

本資料に関する問い合わせ E メールアドレス (news@mail@wr.mofa.go.jp)